

# 2歳未満の乳幼児への 燃やすごみ袋助成のお知らせ

佐呂間町では、2歳児未満の乳幼児を持つ子育て世帯の負担軽減を目的に、燃やすごみの指定袋を乳幼児1人につき1回に限り助成します。

## 【助成対象者】

- ① 2歳未満の乳幼児を養育している佐呂間町に住所を有する方。
  - 1) 新生児…出生届の届け出があった時に160枚を現物支給
  - 2) 転入…転入の届け出があった時に、転入時における乳幼児の生後月数に応じて現物支給
- ② 佐呂間町に住所を有する親族の住居に2歳未満の乳幼児とともに1か月以上滞在する者に対し10枚を現物支給
- ③ 令和7年4月1日時点で、2歳未満の乳幼児を養育かつ佐呂間町に住所を有している方については、生後月数に応じて現物支給

## 【助成枚数】

届出時点の乳幼児の年齢	交付枚数
生後 0か月から 6か月	160枚
生後 7か月から 12か月	120枚
生後 13か月から 18か月	80枚
生後 19か月から 24か月	40枚

## 【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、保健福祉課社会福祉係まで提出してください。  
申請内容を確認後、引換券を発行しますので、佐呂間町商工会にて燃やすごみ袋と引き換えてください。  
申請書につきましては、保健福祉課社会福祉係の窓口または佐呂間町HPよりダウンロードしてご記入ください。

## 【申請時の確認書類】

申請の際には窓口において、『母子手帳』『乳幼児のマイナンバーカード』『その他乳幼児を養育していることを証する書類』の提示・確認が必要となります。

## 【燃やすごみ袋について】

助成する燃やすごみ袋は45Lです。おむつ限定とせず、他の燃やすごみと同時に廃棄することでごみの減量化と利便性を図るためですので、ご理解とご協力をお願いします。

### ■ 役場保健福祉課で随時受付

▷ 受付時間 8:30~17:15 (※土・日・祝日・年末年始は除く)

### ● 引き換えは、佐呂間町商工会(佐呂間コミュニティセンター内)

▷ 取扱時間 8:30~17:00 (※土・日・祝日・年末年始は除く)

■ 保健福祉課社会福祉係 ☎ 2・1212